



平成 27 年 11 月 24 日

各 位

上場会社名 クラボウ（倉敷紡績株式会社）
代表者 取締役社長 藤田 晴哉
（コード番号 3106）
問合せ先責任者 取締役執行役員・総務部長
本田 勝英
（TEL 06-6266-5111）

特別調査委員会の報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 18 日に公表いたしました「元従業員による不適切な取引の発生について」に記載のとおり、元従業員による循環取引等の不適切行為（以下「本件不適切行為」といいます。）に関して弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置して調査を進めてまいりました。

本日、特別調査委員会から調査結果を記載した報告書を受領いたしましたので、その概要と今後の対応方針について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会において、本件不適切行為の内容及び他の従業員による本件不適切行為に類似する買戻し条件付取引等の不適切行為（以下「類似行為」といいます。）の有無について調査を行った結果、本件不適切行為の全容が明らかになるとともに、現従業員 6 名が類似行為を行っていたことが判明いたしました。これによる連結財務諸表への影響額は平成 23 年 3 月期から平成 28 年 3 月期第 1 四半期までにおいて、売上高が累計 1,018 百万円、税引前利益が累計 392 百万円（棚卸資産評価損を含む。）の過大計上となりました。

特別調査委員会の調査結果の概要につきましては、別添の「報告書（要約版）」のとおりです。

なお、別添の「報告書（要約版）」は、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、個人名及び会社名等につきましてはアルファベットに置き換える等しておりますが、報告書の内容のうち原因究明・再発防止策の提言の重要な部分を含むものです。

2. 今後のスケジュール

特別調査委員会の調査結果等を受けて、平成 23 年 3 月期から平成 28 年 3 月期第 2 四半期までの有価証券報告書等及び決算短信等の取扱いにつきましては、過年度分の訂正も検討しておりますが、報告書の内容を精査したうえで決定いたします。なお、過年度分の訂正を行う場合であっても、平成 27 年 11 月 13 日付で公表いたしました「平成 28 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」に記載の延長後の提出期限である平成 27 年 12 月 16 日までに提出及び開示できる見込みです。

また、決算発表予定日につきましても、決定次第速やかに公表を行う予定であります。

3. 特別調査委員会の調査結果を受けた対応方針

当社は、特別調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定のうえ実行してまいります。なお、具体的な再発防止策は、まとまり次第、速やかに公表いたします。

また、関係者の処分等につきましても、適切に行ってまいります。

本件不適切行為等に関しまして、株主、投資家をはじめご関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、早期に具体的な再発防止策を策定・実行し、グループ一丸となって信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

< 本件問合せ先 >

クラボウ 総務部広報グループ担当 北勝・山崎
TEL 06-6266-5071

以 上

倉敷紡績株式会社 御中

報 告 書
(要 約 版)

平成 27 年 11 月 24 日

倉敷紡績株式会社特別調査委員会

【目次】

第1	はじめに	1
1	本特別調査委員会の設置に至る経緯	1
2	当委員会の構成及び開催状況	1
	(1) 当委員会の構成	1
	(2) 当委員会の開催状況	1
3	本調査の目的及び対象等	2
	(1) 本調査の目的	2
	(2) 本調査の対象	2
	(3) 本調査の限界	2
第2	調査の体制及び方法	3
1	調査の体制等	3
2	関係者ヒアリング	3
3	関係書類のレビュー、関係者PCデータの保全及びレビュー	3
	(1) 関係書類のレビュー	3
	(2) 関係者PCデータの保全及びレビュー	3
4	臨時内部通報窓口の設置	3
5	社内アンケート	4
6	取引データの分析	4
7	在庫調査	4
8	取引先調査	5
9	新日本有限責任監査法人との協議	5
第3	A氏のグループ会社間の取引に係る不適切行為	5
1	P社との間の仕入単価の調整	5
	(1) 仕入単価の調整方法、範囲	5
	(2) 背景事情及び動機	5
	(3) 原因の分析	6
	(4) 当委員会の評価及び影響額	6
2	実地棚卸の不備等に基づく架空の生地在庫の計上	7
	(1) 実地棚卸の不備等による架空在庫の発生	7
	(2) 背景事情及び動機	7
	(3) 原因の分析	8
	(4) 当委員会の評価及び影響額	8
3	立替費用の未計上	9
	(1) A氏による費用の未計上の方法	9

(2) 背景事情及び動機	9
(3) 当委員会による評価及び影響額	9
4 Q社との間の単価調整	10
(1) 単価調整の方法及び範囲	10
(2) 背景事情及び動機	10
(3) 原因の分析	11
(4) 当委員会の評価及び影響額	11
第4 A氏による買戻し条件付取引等（循環取引）	11
1 概要	11
2 買戻し条件付取引等の方法等	12
(1) 商流及び物流	12
(2) 買戻し価格及び買戻し時期等の設定	14
(3) 取引実施時期及び期間	14
(4) 買戻し条件付取引等に用いられた在庫	14
(5) 買戻し時の品番設定	15
(6) A氏のクラブウ退職後における商品の取り扱い	15
3 A氏による買戻し条件付取引等の対象商品及び金額	15
4 背景事情及び動機	16
5 当委員会の評価及び影響額	17
第5 類似行為に関する調査	18
1 類似行為に関する調査についての基本的な考え方	18
2 調査結果	19
(1) 類似行為に関する調査の結果の概要	19
(2) A氏以外による買戻し条件付取引等の内容	19
(3) その他	23
第6 不適切行為発生の原因に関する考察－買戻し条件付取引等を中心に ...	23
1 はじめに	23
2 「会社ぐるみ」の行為とは認められないこと	24
3 買戻し条件付取引等の発生原因及びこれを防止できなかった原因	25
(1) 根本的原因－企業風土・買戻し条件付取引に関する従業員の規範意識の低さ	25
(2) 環境的原因	25
(3) 内部統制上の原因	26
(4) まとめ	28
第7 再発防止策の提言	28
(1) 企業風土・社員の意識の改善	28

(2) 環境の改善	29
(3) 内部統制の強化	29

第1 はじめに

1 本特別調査委員会の設置に至る経緯

倉敷紡績株式会社（以下「クラブウ」という。）において、平成 27 年 6 月、a 課の課員であった A 氏と、同社の中国子会社である P 社との取引において、①P 社が立替払いをしていた検品代等の費用の未払い、②P 社からの仕入商品に係る不適切な単価調整及び③P 社への預け在庫に係る実地棚卸不備及び架空生地在庫の存在が明らかとなった。

また、クラブウにおいて、これに関する社内調査を実施し、また、A 氏の退職（平成 27 年 6 月末日退職）に伴う取引内容の確認作業を実施したところ、その過程で、A 氏が取引先との間で、買戻し条件付取引を行っていたのではないかと疑われるメール等が発見された。これを受け、さらに取引先を訪問する等して事実確認を行った結果、平成 27 年 8 月下旬、A 氏による買戻し条件付取引（後述の処分費等上乘せ処理と併せ、以下「買戻し条件付取引等」という。）の存在が確定的であることが認められた。また、A 氏による上記各不適切行為は、少なくとも複数年度に亘り、かつ、その影響額も営業利益にして累計約 4 億円に及ぶ可能性が見込まれた。

そこで、クラブウは、本件に関しては、社内調査ではなく、弁護士、公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置して、さらなる調査を実施することが必要であると判断し、平成 27 年 9 月 18 日、本特別調査委員会（以下「当委員会」という。）の設置に至った（以下、当委員会による調査を「本調査」という。）。

2 当委員会の構成及び開催状況

(1) 当委員会の構成

委員長：茂木 鉄平（社外監査役・弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士）

委員：国谷 史朗（弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士）

委員：酒匂 景範（弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士）

委員：築島 繁（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー
ザリー合同会社 公認会計士）

委員：宮 二郎（社外監査役）

委員：原田 健（常勤監査役）

(2) 当委員会の開催状況

第 1 回会合：平成 27 年 9 月 18 日

当委員会の構成、目的及び調査対象等の確認

- 第2回会合：平成27年10月14日
調査状況、調査手法、影響額等の審議
- 第3回会合：平成27年10月29日
調査状況、調査手法、影響額等の審議
- 第4回会合：平成27年11月24日
本報告書の内容の承認

3 本調査の目的及び対象等

(1) 本調査の目的

- ① A氏による不適切行為の全容解明
- ② クラボウ、並びに、クラボウの子会社及び関連会社（以下「クラボウグループ会社」という。）における、A氏による不適切行為に類似する不適切行為（以下「類似行為」という。）の有無の確認
- ③ 不適切行為の原因究明
- ④ 再発防止策の提言

(2) 本調査の対象

上記（1）の目的に必要な範囲を本調査の対象とした。

対象期間は、平成22年4月から平成27年8月であるが、調査過程で平成22年3月以前の行為が判明した場合には、当該行為を本調査の対象に加えた。

(3) 本調査の限界

本調査は、上記（1）及び（2）の目的・対象の下で実施したが、平成22年4月以降の関連データ・資料が全て存在していたわけではない点、当委員会が依拠したヒアリング対象者の供述内容やアンケート回答者の回答内容に、事実に合致しないものが含まれている可能性がある点、クラボウ及びクラボウグループ会社以外の第三者に対しては本調査に対し任意の協力を求めることしかできなかつた点、限られた時間の中で限られた資料に基づき本調査を実施した点等に鑑みれば、当委員会の事実把握には限界がある。もっとも、当委員会は、後記第2の1の体制で様々な調査方法を用いて調査を実施することにより、本調査の対象となる事象のうち、現在のクラボウ及びクラボウグループ会社の損益状態に重大な影響を及ぼす事象についてはできる限り発見できるように努めた。

第2 調査の体制及び方法

1 調査の体制等

当委員会は、調査補助者（外部専門家として弁護士法人大江橋法律事務所から弁護士7名、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーリー 合同会社から公認会計士等8名）の協力を得て、下記2から8までの調査方法を用いて、当委員会が必要と判断した役職員や営業課、取引先等に関して多角的・複合的に調査を行ったほか、後記9のとおり、クラブウの会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で協議を行った。

2 関係者ヒアリング

A氏を含むクラブウ及びクラブウグループ会社の役職員49名を対象にヒアリングを実施した。

3 関係書類のレビュー、関係者PCデータの保全及びレビュー

(1) 関係書類のレビュー

台帳その他の取引関係書類、人事台帳、棚卸表等、A氏による不適切行為及び類似行為に関する書類をレビューした。

(2) 関係者PCデータの保全及びレビュー

ア コンピューター・フォレンジック

クラブウ及びクラブウグループ会社の役職員21名の会社貸与PCのデータ（メール及び各種ファイル）を専用のツールを用いて収集・保全し、そのうち11名のデータについて、消去されたデータの復元を行った上で、特定のキーワード及び特定の通信相手（発信者、受信者）等によって閲覧対象を絞り込み、その内容をレビューして、本調査上 有用なファイル等を選定、分析した。

イ その他のデータレビュー

上記アに加えて、24名のPCデータについて、上記専用のツールを用いない方法でコピーし、関連するキーワード等を用いて検索するなどして、データのレビューを行った。

4 臨時内部通報窓口の設置

当委員会事務局である弁護士法人大江橋法律事務所内に臨時内部通報窓口を設置し（設置期間：平成27年9月24日から同年10月16日）、クラブウ及びクラブウグループ会社の役職員に対し、これらの者による類似行

為又はその疑いの通報を求めた。

5 社内アンケート

クラブウ及びクラブウグループ会社の営業担当者らを対象に、以下の 4 通りのアンケートを実施し、それぞれ全対象者からの回答を得て、ヒアリングやデータレビュー等が必要な対象の検討、分析を行った。

- ① 全営業担当者に対する類似行為の有無に関するアンケート
- ② 全営業課長に対する、類似行為と共通の要素（販売、仕入を同一人が担当することがあるか等）を有する取引の有無等に関するアンケート、及び、その回答から類似行為が行われる可能性があるとして当委員会が判断した課の営業担当者に対する、類似行為の有無に関するより詳細なアンケート
- ③ クラブウグループ会社の営業担当者に対するクラブウの役職員による不適切行為への協力の有無に関するアンケート
- ④ 繊維商品を取り扱う営業課及び Q 社の営業課の課長に対する在庫や取引内容に関するアンケート

6 取引データの分析

a 課を含む 8 部門を対象として、平成 21 年 1 月から平成 27 年 8 月まで（一部の部門については調査期間中に入手可能であった平成 24 年 1 月から平成 27 年 9 月まで）の売上・仕入・在庫等の各種取引データについて、当委員会が調査により把握した不適切行為の複数のデータ上の特徴のいずれかに該当する取引を抽出し、その取引内容等を詳細に分析して、不適切行為の可能性のある取引を特定した。

また、上記の取引データの分析以外の調査によって把握された特定の取引について、取引データの特定及び買戻しの可能性のある取引データの特定を行った。

7 在庫調査

平成 27 年 9 月 30 日及び同年 10 月 2 日、A 氏による買戻し条件付取引等の対象商品の保管に利用されていたクラブウ及び買戻し条件付取引等に関与した取引先の契約倉庫において、在庫調査及び営業倉庫業者に対するヒアリング等を実施した。

8 取引先調査

買戻し条件付取引等の商流に入った取引先らに対し、ヒアリングを行った。

また、A 氏による買戻し条件付取引等の対象商品の一部を所有していることが判明していた会社に対し、既に認識されている商品以外に、A 氏による買戻し条件付取引等の対象商品を所有しているか等を確認するため、質問状を送付し、その回答を得た。

9 新日本有限責任監査法人との協議

クラブウの会計監査人である新日本有限責任監査法人と、同監査法人が取引先に対して循環取引への協力の有無等を尋ねた監査手続の結果について協議した。

第3 A氏のグループ会社間の取引に係る不適切行為

1 P社との間の仕入単価の調整

(1) 仕入単価の調整方法、範囲

A氏は、平成26年9月以降、クラブウのグループ会社であるP社との間で、(i) クラブウがP社に対し生地を預けて2次製品（縫製品。以下同じ。）の縫製を委託する取引、及び(ii) クラブウからの2次製品の発注に基づきP社がクラブウ以外から生地を調達し、P社が中国の外注工場にて縫製した2次製品をクラブウが買い取る取引を行っていた。

A氏は、こうしたP社との2次製品の取引において、同社の協力の下、平成27年3月末までに売上及び原価の計上を見込んでいた2次製品の一部の仕入単価を契約単価より減額した上で、本来の契約単価との差額を以下の2つの方法で調整することで、平成26年度分の一部費用の計上を翌年度に先送りし、平成26年度中にクラブウが顧客に対して2次製品を販売した取引の利益を本来より良く見せていた。

- ① 平成27年4月以降にDEBIT NOTEの発行を受けて精算する方法
- ② 平成27年4月以降に売上及び原価の計上を見込んでいた2次製品の仕入単価を増額する方法

(2) 背景事情及び動機

ア A氏による単価調整が行われた背景事情として、以下の点が挙げられる。

- ① A 氏及び P 社の担当者である C 氏の単価調整に対する問題意識が希薄であった。
- ② クラボウ及び P 社における A 氏及び C 氏に対する監督機能が十分に働いていなかった。
- ③ クラボウの決算期（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）と P 社の決算期（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）にズレがあり、単価調整が平成 26 年 12 月末日を挟んで行われた一部の取引を除き、基本的には、P 社の通期での最終損益には何ら影響が生じないものであった。

イ A 氏は、同氏の平成 26 年度の営業成績を良く見せるために仕入単価の調整を行っていたということである¹。

（3）原因の分析

単価調整が行われた根本的な原因としては、A 氏が単価調整による会社及び個人に対する重大な弊害についての問題意識を十分に有していなかったことが挙げられる。このことに上述の背景事情が重なった結果、単価調整が安易に実行され、クラボウにおいても P 社においても、これを事前に阻止し、又は事後に是正することができなかったものと考えられる。

（4）当委員会の評価及び影響額

A 氏は、主に同氏個人の営業成績を良く見せることを目的として、P 社との間で仕入単価の調整を行っていたものであり、これにより、クラボウの個別及び連結財務諸表には、平成 26 年度の利益が過大に計上される一方で、平成 27 年度第 1 四半期の利益が過小に計上され、本来の取引の実態に反するものとなっていた。

したがって、A 氏による P 社との単価調整は不適切なものであった。

以上の仕入単価の調整による個別及び連結財務諸表上の税引前利益への影響額は、平成 26 年度及び平成 27 年度第 1 四半期において、それぞれ 3206 万円（過大計上）及び 813 万円（過小計上）である（別紙 3 参照）。

¹ 一部の単価調整については、クラボウによる販売取引毎の損益が赤字にならないように見せかけるために行われていたが、その割合は僅少であり、ほとんどの単価調整が本文に記載の動機のもとに行われていた。

2 実地棚卸の不備等に基づく架空の生地在庫の計上

(1) 実地棚卸の不備等による架空在庫の発生

A氏によれば、同氏は、平成27年3月、P社との間の委託加工取引において、部下に対してP社に預けた生地（以下「預け生地」という。）の出納明細表の入力作業を指示する際、一部の2次製品について、実際の要尺（1枚の縫製品を製造するために必要な生地使用量）よりも少ない要尺を入力するよう指示してしまったということである。

さらにその後、A氏が、営業業務マニュアルに定められた平成26年度末の実地棚卸の手続を怠った。すなわち、営業業務マニュアルによれば、A氏は、在庫の預け先であるP社に実地棚卸を行わせ、その結果を記載した在庫表の提出を受けるという手続を行わなければならなかったにも拘わらず、P社及び縫製工場に対し、クラブウの在庫数量の認識（この時点で上述の要尺の入力間違いによる在庫数量の差異が生じていた。）どおりの内容の在庫表を提出するよう依頼し、これを取得することで、あたかも実地棚卸に基づく適正な在庫表が提出されたかのように装っていた。

その結果、実際よりも少ない原価が計上され、平成26年度及び平成27年度第1四半期において利益が過大に計上されるとともに、本来であれば製品在庫に振替処理されるべき生地在庫が、生地在庫のまま帳簿に計上（平成27年5月末時点で53,760.2メートルが計上）されることとなった、ということであった。

(2) 背景事情及び動機

ア 実地棚卸の手続の不備等が起こった背景事情としては、以下の点が挙げられる。

- ① 実地棚卸の目的の一つは、帳簿上の在庫が数量等の点で実態に合致しているかを確認し、誤りがあれば実態に合わせて是正する点にあるところ、A氏もP社も、この実地棚卸の必要性や重要性に対する認識が低かった。
- ② 平成27年3月度のクラブウとP社の在庫数量に差異が生じていたものの、クラブウとP社の生地在庫の振替・払出処理にタイミングのズレがあるため、P社の担当者が、差異の原因を当該タイミングのズレによるものと考え、要尺間違いに気づかなかった。

イ A氏は、要尺の入力指示について、要尺の異なる別の製品の要尺の数値を誤ってコピーアンドペーストしてしまったのだと思うと述べるが、5万メートル超の大量の在庫の差異を生じさせるものであったこと

等に鑑みれば、同氏の供述は、俄かには信じ難いものではある。

もともと、A 氏の過誤（ミス）であることを否定するに足りる明確な証拠も見つかっていないことや、同氏が後記第 4 の買戻し条件付取引等を行っていたことを認める一方、この点についてのみ虚偽の説明をする理由も乏しいことからすると、同氏が、自らの営業成績を良く見せるために意図的に要尺の過少計上を行い、その発覚を避けるためにあえて実地棚卸の手続を行わなかったとまで認定することは困難である。

（3）原因の分析

仮に A 氏が過誤（ミス）により要尺の指示を誤ったのだとしても、本件では、実地棚卸の手続が適切に行われていれば、A 氏による要尺指示の誤りという事態を発見、是正できたはずであり、架空在庫が計上されることもなかったといえる。

ところが、本件では、A 氏及び P 社の実地棚卸の重要性に対する意識が低かったという問題に加え、クラブウと P 社との預け生地の振替・払出処理のタイミングのズレという会計処理上の事情が存在した。そして、これらの事情が重なった結果、A 氏は実地棚卸の手続を行わず、P 社も A 氏に言われるがままの対応に終始するという事態が生じたものと考えられる。

他方、A 氏が自らの営業成績を良く見せるために、意図的に要尺を過少計上し、その事実を隠ぺいするためにあえて実地棚卸の手続を行わなかったという場合には、前記 1（3）で述べたのと同様、A 氏が実地棚卸の手続の不備等による会社に対する重大な弊害についての問題意識を十分に有していなかったことが、根本的な原因であったと考えられる。

（4）当委員会の評価及び影響額

以上のとおり、本件では、A 氏が自らの営業成績を良く見せるために、意図的に要尺を過少計上し、その事実を隠ぺいするために実地棚卸の手続を行わなかったものとまで認定するのは困難であるものの、A 氏が過誤（ミス）により要尺を過少に指示していたとしても、平成 26 年度末の実地棚卸の手続を行わなかったことが原因となって、平成 26 年度及び平成 27 年度第 1 四半期の個別及び連結財務諸表上、架空の利益が計上されることになったと認めることができる。

したがって、少なくとも A 氏が実地棚卸の手続を行わなかったことについては、不適切な対応であったというべきである。

以上の実地棚卸の不備等に基づく架空在庫の計上による個別及び連結財務諸表上の税引前利益への影響額は、平成 26 年度及び平成 27 年度第 1 四半期において、それぞれ 1785 万円（過大計上）及び 686 万円（過大計上）である（別紙 3 参照）。

3 立替費用の未計上

(1) A 氏による費用の未計上の方法

A 氏は、平成 27 年 1 月から 3 月にかけて、P 社が立替払いをした、預け生地の出庫時の通関費用や 2 次製品の検品代等に関して、同社から費用の請求を受けていたにも拘わらず、費用計上の処理をしていなかった。その結果、クラブウにおいて、当該費用が平成 26 年度の費用として計上されず、利益が過大に計上されることとなった。

(2) 背景事情及び動機

ア A 氏によれば、平成 27 年 3 月当時、2 次製品取引に関して顧客からクラブウに対して多額のクレームが発生するという見込みがあったところ、そうしたクレームに係る求償を理由とする中国から日本への送金は実務的に困難な場合が多いため、これによりクラブウが P 社に対して有することとなる債権と、立替費用の支払債務とを相殺するつもりであったということである。

その上で、A 氏は、費用計上処理をすると、自動的に P 社への送金処理がされ、相殺できなくなってしまうと理解し、費用計上処理を行わなかったということである（実際には、クラブウでは、計上した費用を P 社に対する反対債権と相殺する予定である場合には、その旨財務部に説明をすれば支払を留保することが可能である。）。

イ 上記のとおり、A 氏としては、相殺予定であることを財務部に説明しておけば P 社への支払を留保することができたのであるから、A 氏の上記供述は合理的であるとは言い難いところであるが、他方で、A 氏が、平成 26 年度の営業成績を良く見せるために費用の計上を先延ばしたとまで認定することも困難である。

(3) 当委員会による評価及び影響額

以上のとおり、A 氏が利益の過大計上を目的として費用計上しなかったのかまでは明らかでないものの、いずれにせよ、クラブウにおいては、P 社から立替費用の請求を受けた時点で、会計処理上は立替費用を計上す

る必要があったにも拘わらず、A氏が立替費用を計上しなかったことにより、クラブウの個別及び連結の財務諸表上、費用の過小計上（利益の過大計上）がされていたこととなる。

したがって、A氏による立替費用の未計上は不適切なものであった。

以上の立替費用の未計上による個別及び連結財務諸表上の税引前利益への影響額は、平成26年度において1523万円（過大計上）である（別紙3参照）。

4 Q社との間の単価調整

(1) 単価調整の方法及び範囲

A氏は、グループ会社であるQ社の営業担当者であるD氏の協力の下、平成24年9月から平成25年3月までにクラブウがQ社に対して有償支給する生地の販売単価を上げることにより、クラブウにおいて利益を水増し計上していた。

また、A氏は、クラブウが平成25年3月までにQ社から仕入れる縫製品について、同年3月末までにクラブウが売上及び原価の計上を見込んでいた商品の仕入単価を減額する一方、同月末までには売上及び原価の計上が見込みがない商品の仕入単価を増額する方法により単価調整を行っていた。

これにより、クラブウにおいては、平成25年3月末までに売上及び原価を計上する取引の利益率が大きくなった結果、A氏担当取引の平成24年度の利益が過大に計上される一方で、通常の商品単価の4～5倍もの単価で購入した商品を在庫として抱えることとなった。その後、この在庫が、A氏による買戻し条件付取引に使われることとなった。

A氏とQ社のD氏は、平成25年4月から6月までの間も同様の単価調整を行っていた。

(2) 背景事情及び動機

ア 上記単価調整が行われた背景事情のうち、A氏の単価調整に対する問題意識が希薄であったこと、A氏が所属するa課における決裁手続による監督が十分機能していなかったことについては、前記1(2)のとおりである。

また、Q社側で単価調整に応じたD氏の単価調整に対する問題意識もまた希薄であった。加えて、Q社においても、D氏の行う取引等に対するチェック機能が働く組織・体制となっていなかった。

イ A氏によれば、同氏は、自らの平成24年度の営業成績を良く見せるためにQ社との間で単価調整を行っていたということである。

(3) 原因の分析

上記単価調整の原因も、前記1のP社との単価調整と根本的な原因は同様であり、このことに上記(2)アの事情が重なった結果、Q社との単価調整が安易に実行されるとともに、クラブウにおいてもQ社においても、これを事前に阻止し、又は事後に是正することができなかったものと考えられる。

(4) 当委員会の評価及び影響額

A氏は、同氏個人の営業成績を良く見せるために、Q社との単価調整を行っていたものであり、これにより、クラブウにおいて平成24年度の利益が過大に計上される一方で、平成25年度の利益が過小に計上され、クラブウの単体及び連結財務諸表は、本来の取引の実態に反するものとなっていた。

したがって、A氏によるQ社との単価調整は不適切なものであった。

以上の単価調整に係る取引の不適切部分の修正による個別及び連結財務諸表上への影響額は以下のとおりである。

個別財務諸表上は、平成24年度は売上単価の水増しにより売上高が4455万円、税引前利益が7523万円それぞれ過大計上となっている。平成25年度にはQ社より水増しされた単価で仕入れた商品の一部を販売したことにより税引前利益が3872万円の過小計上となっている。平成25年度以降に単価調整予定であった棚卸資産の過大計上額が平成27年度第1四半期末現在においてもいまだ解消されていないなどのため、税引前利益が累計3651万円の過大計上となっている。

連結財務諸表上の影響額は、平成24年度の税引前利益が7786万円(過大計上)、平成25年度の税引前利益が4455万円(過小計上)である²。

第4 A氏による買戻し条件付取引等(循環取引)

1 概要

本調査の結果、A氏が、R社、S社、T社、U社等の取引先との間で、少

² なお、個別財務諸表と連結財務諸表との間で財務諸表への影響額が異なる理由は、クラブウの連結財務諸表の作成にあたり一定金額以下の未着品については未実現利益の相殺消去に係る修正を行わないとする実務を採用しているためである。

なくとも平成 21 年 3 月から平成 27 年 5 月までの間、取引先に対して製品や生地、生機等を販売するにあたり、一定期間後に買い戻すことを約束するという、買戻し条件付取引を実施していたことが認められた。

また、その中でも R 社との間の取引については、生地や生機を単純に販売して買い戻すのではなく、一旦クラブウにおいて商品を見本反として処理した上で R 社に販売し、その 1 ヶ月後に R 社から同一の商品を購入するという取引を行っていたことが認められた。

さらに、S 社との間においては、S 社に対して買戻しの約束をして販売した商品の一部について、後日、S 社において処分をしてもらい、S 社が負担した処分費用や損失を他の商品（クラブウが S 社から仕入れる商品）の単価に上乗せすることによりクラブウが負担するという処理（処分費等上乗せ処理）を行っていたことが認められた。

2 買戻し条件付取引等の方法等

(1) 商流及び物流

本調査の結果、A 氏は、前述の取引先（商社）との間で、概ね、以下の買戻し条件付取引を行っていたことが認められた。

① 2 社間取引

クラブウがある商社（甲）に対して商品を販売し、その後、クラブウが甲から商品を買戻すというものが認められた（図 1）。

【図 1】

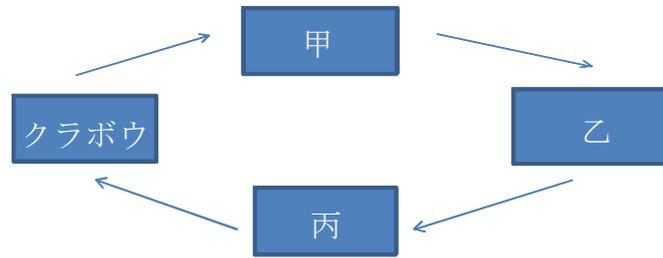


② 複数の会社を介した取引

クラブウが、まず、甲に対して商品を販売し、その後、甲が、別の商社（乙）を介してさらに別の商社（丙）に販売し、クラブウが丙から商品を買戻すというものが認められた（図 2）。

このように、複数の商社を介して商品を購入していた理由は、上記①の 2 社間取引としては、買戻し条件付取引の取引金額や在庫数量が大きくなりすぎて、困難になったからということである。

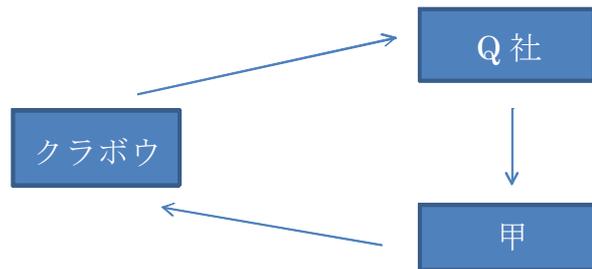
【図 2】



③ Q 社を介した取引

上記②の複数の商社を介した取引の一類型として、クラブウが、クラブウグループ会社である Q 社に対して商品を販売し、その後、Q 社が甲に販売し、クラブウが甲から商品を買戻すというものが 1 件認められた (図 3)。

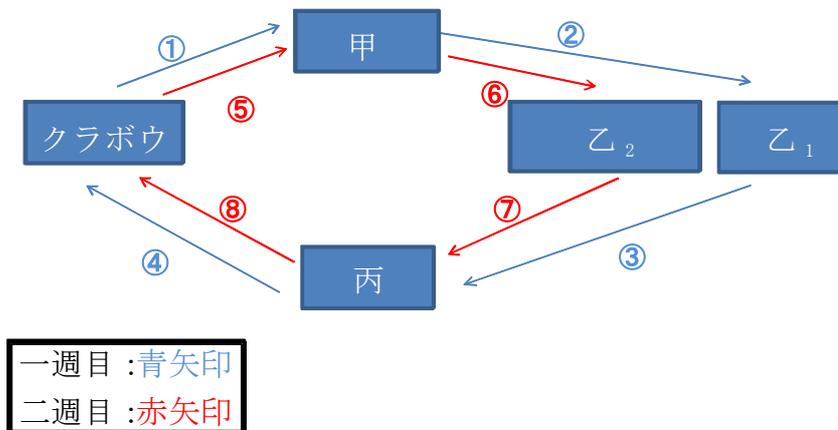
【図 3】



④ 2 周以上の買戻し条件付取引

A 氏による買戻し条件付取引の中には、一旦販売した商品を買戻すというのみならず、さらにその買戻した商品を買戻し条件付で販売し、その後買い戻すという 2 周以上の買戻し条件付取引も認められた。例えば、クラブウが甲に対して商品を販売し、甲が乙₁に対してこれを転売、さらに乙₁が丙に対して転売して、クラブウが丙から買い戻した後、さらにクラブウが甲に対して同一の商品を販売し、甲が乙₂に対してこれを転売、さらに乙₂が丙に対して転売して、最終的にクラブウが丙から買い戻す、という取引がある (図 4)。

【図 4】



(2) 買戻し価格及び買戻し時期等の設定

A氏は、上記買戻し条件付取引を実施するにあたって、クラブウから商社への販売価格や商社からクラブウへの販売価格（クラブウによる買戻し価格）、買戻しの時期や各商社間での販売時期や販売価格などについて、取引先と予め協議していた。

上記取引においては、クラブウによる商品の販売から買戻しまでの間に、平均 17.3%の金額が増加している。同金額には、運送代、倉庫保管代などの費用のほか、商社の利益分が含まれていると考えられる。

(3) 取引実施時期及び期間

A氏による買戻し条件付取引等に基づく商社への販売の多くは、第 2 四半期の最終月（9月）や決算期の最終月（3月）に実施されていた。

また、上記取引は、主に過去 2 年間に多かったということであるが、A氏が b 課（現 c 課）所属時の平成 21 年 6 月頃には開始されていたことが窺われ、その後、少なくとも平成 27 年 5 月まで行われていたと認められる。

(4) 買戻し条件付取引等に用いられた在庫

A氏によれば、同氏による買戻し条件付取引等の対象商品は、概ね、18 ヶ月³を経過しようとしている、いわゆる長期滞留在庫であり、かつ、数量の多いものであったということである。

³ クラブウにおいては、後述するとおり、各四半期末の時点で滞留期間が 18 ヶ月以上の長期滞留在庫は、帳簿価格の 50%に相当する評価損を当該在庫を担当する者又は課が負担するというルールが存在した。

また、クラブウにおいては、各営業担当者に割り当てられた在庫と課に割り当てられた在庫が存在するところ、同氏は、これらの在庫が多いことについて自らに責任があるという意識から、買戻し条件付取引等において、自身の担当在庫のみならず、課の在庫及び他の課員の担当在庫も用いたということである。

(5) 買戻し時の品番設定

A 氏によれば、同氏は、買戻し条件付取引に基づいて商品を買戻す際に、元の品番とは異なる品番を付し、買戻し条件付取引であることが発覚しないようにしていたということである。

(6) A 氏のクラブウ退職後における商品の取り扱い

なお、A 氏は、クラブウからの退職後は、買戻し条件付取引の対象商品を転職先の会社において引き続き販売していくことを考えていたと供述するが、同氏が、実際にこれらの商品を転職先の会社で第三者へ販売した事実は認められない。

3 A 氏による買戻し条件付取引等の対象商品及び金額

当委員会においては、①関係者に対するヒアリング、②関係書類のレビュー、③関係者 PC データのレビュー、④取引データの分析、⑤取引先調査、⑥在庫調査といった多角的・複合的な手法を用いて、買戻し条件付取引等の対象商品の特定を試みた。

当委員会が認定した対象商品に係る買戻し条件付取引等による個別及び連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである（別紙 3 参照）。

① 買戻し条件付取引（下記②を除く）の影響額

買戻し条件付取引（下記②を除く）の対象商品に係る個別及び連結財務諸表への影響額は、平成 22 年度から平成 27 年度第 1 四半期までに架空に計上された売上高が累計 6 億 1403 万円（過大計上）、税引前利益が累計 1 億 7533 万円（過大計上）である。売上時より高い単価により買戻したことによる影響は累計 6830 万円となっている。

さらに、クラブウは在庫の評価について正味売却価額による評価を原則的方法として採用しているところ、買戻し条件付取引の結果買戻した商品のうち、クラブウにおける棚卸資産として残っているもの（当初取得原価 1 億 67 万円）及び S 社から引き取りを求められている商品⁴（当

⁴ 買戻し条件付取引の対象となった商品について、販売先又はその転売先から引取請求

初取得原価 1 億 1728 万円) の合計 2 億 1795 万円については、正味売却価額が当初取得原価よりも下落している場合には、評価損失が追加的に発生することとなり、また、後者については、S 社より、クラブウの販売価格に 3842 万円を加えた額で引き取ることが求められている。この点に関して、平成 27 年度第 1 四半期末現在、S 社からの引き取り等が確定していないため、別紙 3 記載の個別及び連結財務諸表への影響額には含まれていない。

② 見本反処理を伴う買戻し条件付取引の影響額

買戻し条件付取引のうち、A 氏が R 社との間で実施した見本反処理を伴う取引による、個別及び連結財務諸表における平成 26 年度及び平成 27 年度第 1 四半期の税引前利益への影響額は、それぞれ 481 万円（過大計上）及び 15 万円（過大計上）である。

③ S 社から処分費用及び処分に伴う損失の負担を求められている商品の影響額

処分費等上乘せ処理に伴う取引のうち、クラブウが S 社から現在請求を受けている処分費等については、個別及び連結財務諸表における平成 26 年度及び平成 27 年度第 1 四半期の税引前利益への影響額は、それぞれ 718 万円（過大計上）及び 544 万円（過大計上）である⁵。

4 背景事情及び動機

(1) A 氏は、当時、仕入業務及び販売業務の両方を担当し、その両方において、商社との取引を行っていたが、そうした仕入及び販売の際には、直接の販売先である商社のみならず、商社からの販売予定先が決まっているのが原則であった。

しかしながら、A 氏による買戻し条件付取引等においては、クラブウからの販売予定先や商社からの最終販売予定先が決まっておらず、その場合に、同氏は、売り台帳の「バイヤー」欄に *etcetera* (エトセトラ) を意味する「ETC」と記載したり、買い台帳の「販売予定先」欄に「契約残引取」と記載したり、あるいは空欄としたりしていた。

(2) クラブウの営業業務マニュアルにおいては、当時、他社品購入につい

がなされた場合に、販売元に引取義務が存在するかどうかについては争いがある。本報告書はこの点について当委員会の見解を示すものではない。

⁵ 正常な取引の対象商品は別として、買戻し条件付取引の対象商品について、処分費等の支払義務が存在するかどうかについて争いがある点は前脚注と同様である。

ては、金額によって、技術部長（東京支社は支社長）又は担当部長（不在の場合は営業統括部長）の事前決裁を得ることとされていた。しかし、実際には、部長や課長が、1週間や1ヶ月程度まとめて買い台帳の内容を確認する等して、事後的に決裁印を押していた。

(3) 当時の a 課長であった E 氏は、自身が過去に買戻し条件付取引を行っていた上、A 氏による買戻し条件付取引等についても、これを認識しながら制止しなかった可能性が高い。

(4) A 氏によれば、買戻し条件付取引という手法については、過去に誰かから聞いたことがあり、同氏自身は、主に、売上・利益の予算達成のために行ったということであった。また、一部については、在庫数量を削減するため行ったこともあるということである。

前者については、過去に売上・利益の予算を大きく狂わせた際、厳しく叱咤された経験から、長期的に見ると買戻しによってクラブウに損失が生じることは分かりつつも、目の前の売上・利益のために買戻し条件付取引等を行った、ということであった。

後者については、クラブウでは、A 氏による買戻し条件付取引等が行われた当時、各四半期末の時点で滞留期間が 18 ヶ月以上の長期滞留在庫は、帳簿価格の 50%に相当する評価損を当該在庫を担当する者又は課が負担するというルール（以下「18 ヶ月ルール」という。）があり、これを避けるために行った、ということであった。

(5) A 氏によれば、平成 21 年度にクラブウ社内で別の従業員による買戻し条件付取引が発覚した際に、実行行為者が始末書を書いた程度であったことを聞き、それほど重大なことではないと認識したということであった。

5 当委員会の評価及び影響額

(1) A 氏による買戻し条件付取引等は、単に一時的に売上げや利益を上げること等を目的として商品を販売し、買い戻すというものであって、まさしく、いわゆる「循環取引」に該当するものというべきである。特に、直近数年における取引は、およそ商品を顧客に販売する意図があったとは認めがたいものであり、2 周以上の買戻し条件付取引もあるなど、その「循環」性はより顕著であったといえる。

これらの取引により、少なくとも平成 22 年度から平成 27 年度第 1 四

半期までのクラブウの個別及び連結の財務諸表は、売上、利益、在庫評価等の点で、本来の取引の実態に反するものとなっていた。

加えて、買戻し条件付取引等では、間に入る商社の諸費用や利益分を実質的にクラブウが負担することになるため、クラブウに損失が生じている。さらに、A氏は、前述のとおり、クラブウの販売先から複数の商社を介した上で買戻すという取引も行っているところ、複数社が介入することによりクラブウが実質的に負担した諸費用等も増大しており、クラブウが被った損失は甚大である。

したがって、こうした取引が不適切な取引であったことは論を俟たない。

- (2) A氏による買戻し条件付取引等によるクラブウの個別財務諸表への影響額は、平成22年度から平成27年度第1四半期までにおいて、売上高が累計6億2566万円（過大計上）、税引前利益が1億9292万円（過大計上）であり、連結財務諸表への影響額も同様である（別紙3参照）。

第5 類似行為に関する調査

1 類似行為に関する調査についての基本的な考え方

前記第1のとおり、本調査においては、A氏による不適切行為の全容解明のみならず、他の営業担当者による類似行為の有無についても、調査の対象とした。

具体的には、関連データや資料が全て存在したわけではないことや各関係者からの協力の限界、時間の限界等が存在したため、当委員会は、まず、A氏による不適切行為の関係者や、A氏の上司、当時の所属課であるa課の課員等については、関係者ヒアリング等を広範囲に実施することで、類似行為の有無を網羅的に調査した。その一方で、その他の営業担当者による類似行為の有無については、全営業担当者向けアンケートを含む各種社内アンケートや臨時内部通報窓口等によって調査の網羅性を維持しつつ、課長アンケート等によってa課と類似の環境にある課及びクラブウグループ会社を特定し、これに対象を絞って、詳細調査（詳細アンケートや取引データの分析等）を実施することとした。その上で、当該詳細調査で不適切行為の具体的な疑いが生じたものについては、さらにヒアリングやPCデータのレビューを行うなどして、類似行為の有無を把握した。

当委員会としては、こうした多角的・複合的な調査を実施することにより、少なくとも現在のクラブウ及びクラブウグループ会社の損益状態に重

大な影響を及ぼす事象については、できる限り発見できるよう努めた。

2 調査結果

(1) 類似行為に関する調査の結果の概要

当委員会は、前項の考え方にに基づき、他の類似行為を調査するため、前記第2の調査方法を用いて調査を行った。

その結果、関係者ヒアリング、関係者PCデータのレビュー、取引データの分析等を通じて、下記(2)のとおり、新たに6名の者が買戻し条件付き取引を行っていたことが判明した。

他方、臨時内部通報窓口、社内アンケート、在庫調査及び取引先調査からは、類似行為が新たに発見されることはなかった。

(2) A氏以外による買戻し条件付取引等の内容

ア B氏による買戻し条件付取引等

(ア) 概要

本調査の結果、B氏は、d課及びa課において、以下のとおり、R社、S社、T社、U社、V社、W社、X社及びY社との間で、取引先に対して製品や生地、生機等を販売するにあたり、一定期間後に買い戻すことを約束するという、買戻し条件付取引を実施していたことが認められた。

また、B氏によれば、T社との間においては、T社に対して買戻しの約束をして販売した商品の一部について、後日、T社において処分をしてもらい、T社が負担した処分費用や損失を他の商品（クラブウがT社から仕入れる商品）の単価に上乗せするという、処分費等上乗せ処理を行っていたということである（ただし、せいぜい100万円程度ということである。）。

(イ) 買戻し条件付取引等の方法等

i 商流及び物流

本調査の結果、B氏による買戻し条件付取引等においては、①商社との2社間取引、②2社の商社を介する3社間取引が認められた。また、A氏による買戻し条件付取引と同様、2周以上の買戻し条件付取引が10件認められた。

ii 買戻し価格等の設定

B氏によれば、買戻し価格等については、B氏において検討の

上、取引先と協議して決めていたということである。

また、クラブウが当該商品を買戻すまでの間に、平均 6.7%の金額が増加していることが認められる。同金額には、運送代、倉庫保管代などの費用のほか、商社の利益分が含まれていると考えられる。

iii 取引実施時期及び期間

B氏によれば、買戻し条件付取引等に基づく商品の販売は、第2四半期の最終月（9月）や決算期の最終月（3月）であったということである。

また、B氏によれば、同氏がd課において買戻し条件付取引等を始めたのは、d課ができてから1年後の平成22年9月ということである。また、B氏が最後に買戻し条件付取引に基づく買戻しを行ったのは、平成27年3月であったということである。

(ウ) 背景事情及び動機

i B氏は、平成2年の入社後、主に羊毛の商品に関する仕入業務及び販売業務を中心に担当してきたが、本件以前にも、e課所属時の平成19年に、羊毛商品の長期滞留在庫を用いた買戻し条件付取引を行い、これが発覚したため、始末書を提出している。

ii その後、e課はf課と合併してd課となったが、在庫量は相当高い水準にあった。その一方で、B氏によれば、同氏は、当時の部長等から、予算会議の際などに、1年程度を目安としてd課として良い結果を出すようにといわれ、その後も、課としての成績が悪い場合にはd課を廃止するなどという話もされたということである。

B氏によれば、同氏が買戻し条件付取引等に用いた商品の多くは、18ヶ月ルール（前記第4の4（4）参照）の適用を受ける直前の長期滞留在庫であり、同氏が買戻し条件付取引等を行っていた主な理由は、18ヶ月ルールによる評価損の計上及び評価損の課負担を避けるためであったということである（ただし、一部、売上予算達成のために買戻し条件付取引等を行ったこともあり、そういった場合には比較的新しい在庫を用いていたということである。）。

iii d 課のビジネスは、その後 a 課の第 3 チームとして引き継がれ、その際、在庫もともに引き継がれた。

同チームは、平成 26 年 6 月頃に業績不良のために解体が決定され、在庫もその後全て処分されている。

iv 本調査の結果、d 課の当時の課長であった F 氏が、B 氏の買戻し条件付取引等に気づきながら、これを容認ないし黙認していたことが認められた。

(エ) 当委員会の評価及び影響額

i 以上のとおり、B 氏による買戻し条件付取引等は、一時的に売上や利益を上げること等を目的として商品を販売し、買い戻すというよりは、半期末や期末における長期滞留在庫に係る 18 ヶ月ルールを回避することを主たる目的とするものであって、A 氏による買戻し条件付取引等とは、やや背景が異なるところもある。

しかしながら、その過程で、結果的には一時的に架空の売上や利益を計上した上、その後、間に入る商社の諸費用や利益分を実質的にクラブウが負担する形で買い戻すという点では、A 氏によるものと変わるところはなく、しかも、2 周以上の買戻し条件付取引もあるなど、「循環取引」として問題性は大きいと言わざるを得ない。

もともと、B 氏による買戻し条件付取引等の対象となった商品は、既に全て買い戻された上で、その後の処分も終わっており、今後、新たな在庫の評価損失の計上や商社からの引取請求等の問題は生じないと考えられる。

ii これによる個別及び連結財務諸表への影響額は、平成 22 年度から平成 25 年度までの累計で、売上高が 3 億 4881 万円(過大計上)、税引前利益が 4107 万円(過大計上)となっている。平成 26 年度までの間に買戻し条件付取引に使用された在庫は全て買い戻され処分された結果、平成 22 年度から平成 26 年度までの累計では税引前利益への影響はない(別紙 4 参照)。

イ その他の課員による買戻し条件付取引

(ア) E 氏

E氏は、g課の課長補佐であったときに、同課の課員であったG氏に指示し、1品番の買戻し条件付取引を行ったことが認められた。

同氏によれば、買戻し条件付取引を行った理由は、売上や利益を上げるためではなく、前述の18ヶ月ルールの適用を避けるためであったと思う、ということである。

クラボウの個別及び連結財務諸表における税引前利益への影響は平成22年度から平成27年度第1四半期までの累計で201万円（過小計上）である（別紙4参照）。

(イ) H氏

H氏は、c課において、3品番について、買戻し条件付取引を行ったことが認められた。

同氏によれば、買戻し条件付取引を行った理由は、売上や利益を上げるためではなく、前述の18ヶ月ルールの適用を避けるためであったと思う、ということである。

これによるクラボウの損益への影響については、平成24年度までの間に買戻し条件付取引に使用された在庫は全て買い戻され処分された結果、平成22年度から平成24年度までの累計では、個別及び連結財務諸表における税引前利益への影響はない（別紙4参照）。

(ウ) I氏

I氏は、h課において、8品番について、買戻し条件付取引を行ったことが認められた。

同氏によれば、買戻し条件付取引を行った理由は、売上予算を達成するためであったということである。

これによるクラボウの損益への影響については、平成25年度までの間に買戻し条件付取引に使用された在庫は全て買い戻され処分された結果、平成22年度から平成25年度までの累計では、個別及び連結財務諸表における税引前利益への影響はない（別紙4参照）。

(エ) J氏

J氏は、h課において、1品番について、買戻し条件付取引を行ったことが認められた。

同氏によれば、買戻し条件付取引を行った理由は、売上予算を達成するためであったということである。

上記取引は、平成21年度以前に完了していることから、平成22

年度以降の個別及び連結財務諸表への影響はない（別紙 4 参照）。

（オ） K 氏

K 氏は、h 課において、6 品番について、買戻し条件付取引を行ったことが認められた。

同氏によれば、買戻し条件付取引を行った理由は、一部については長期滞留在庫を減らすために、一部については予算未達のため売上を上げるためであったということであった。

これによるクラブウの損益への影響については、平成 26 年度までの間に買戻し条件付取引に使用された在庫は全て買い戻され処分された結果、平成 22 年度から平成 26 年度までの累計では、個別及び連結財務諸表における税引前利益への影響はない（別紙 4 参照）。

（3） その他

上記（2）のほか、当委員会は、類似行為の有無に関する調査として、a 課、c 課、g 課、h 課、i 課又は旧 j 課のいずれかに在籍したことのある課長・営業担当者等の取引データ分析、ヒアリング等を実施したが、上記（2）で挙げた以外には、買戻し条件付取引等の不適切行為は発見されなかった。

また、上記以外の課についても、前記第 2 の調査方法により多角的・複合的視点から調査を実施したが、上記（2）で挙げた以外には、類似行為を疑わせるような事情は発見されなかった。

第 6 不適切行為発生の原因に関する考察－買戻し条件付取引等を中心に

1 はじめに

当委員会による調査の結果、本調査で判明した不適切行為による個別財務諸表への影響額は、平成 22 年度から平成 27 年度第 1 四半期までにおいて、売上高が累計 10 億 6277 万円（過大計上）、税引前利益が 2 億 9129 万円（過大計上）であり、連結財務諸表への影響額は、平成 22 年度から平成 27 年度第 1 四半期までにおいて、売上高が 10 億 1822 万円（過大計上）、税引前利益が 2 億 8809 万円（過大計上）である（別紙 1 参照。なお、前記第 4 の 3 ①で述べた棚卸資産に係る評価損についてのクラブウの評価を含む影響額については、別紙 2 を参照されたい。）。

これらの不適切行為は、いずれも、

- ① 実需の伴わない過大な売上を計上することになること
- ② 一時的に架空の利益を計上することになること
- ③ 本来、クラブウ及びクラブウグループ会社の統一的会計ルールに基づき評価減とすべき長期滞留在庫について、誤った評価に基づいた資産計上をすることになること
- ④ 取引に関与した第三者の費用や利益相当分が上乘せされた商品を会社が購入することになるため、結果として会社に過大な費用が生じることになること
- ⑤ 期間損益について誤った表示をすることになること

の全て又はいずれかを伴う行為であり、大なり小なりクラブウに損失を生じさせ、かつ、ステークホルダーに対して、会社の財務状況に係る真実の情報を適正に提供するという上場会社の責務に反する結果となる行為であって、不適切な行為である。

以下、特に買戻し条件付取引等について、発生原因を考察する。

2 「会社ぐるみ」の行為とは認められないこと

本調査において確認された不適切行為については、いずれも、「会社ぐるみ」の組織的な行為であったとは認められなかった。主な理由は以下のとおりである。

- ① いずれの不適切行為についても、一部につき課長の容認等の事実が認められるものの、課長より上位の役職員については、不適切行為を認識していたとは認められなかったこと。
- ② 各不適切行為の動機が、基本的には個人的な動機によるものであったことや会社の決定により自らの所属する部署が廃止されることを避けるためであったこと。
- ③ クラブウでは、平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 25 年度にも循環取引ないし買戻し条件付取引が発覚したが、その際、社内調査等を通じて、このような不適切行為を認めないという明確な意思決定をしていたこと。
- ④ 一般的に、「会社ぐるみ」の循環取引は、会社の信用維持や資金調達を動機として行われることが多いが、クラブウに、全社的な信用維持、資金調達などの「会社ぐるみ」で買戻し条件付取引等を行う動機があったことは窺われないこと。

3 買戻し条件付取引等の発生原因及びこれを防止できなかった原因

(1) 根本的原因－企業風土・買戻し条件付取引に関する従業員の規範意識の低さ

本件の買戻し条件付取引等発生最大の原因は繊維営業部門において、買戻し条件付取引等に関する従業員の低い規範意識が蔓延していたことにあると考えられる。この点、過去に循環取引が何度も発覚していたにも拘わらず、当委員会の調査により直近 5 年間における、複数人による複数の買戻し条件付取引等が確認されたことから、管理職も含め、特に決算対策として買戻し条件付取引等を安易に実行ないし黙認する意識が広く存在し続けたものと認めざるを得ない。

従業員の意識改革が十分になされなかった原因としては以下が挙げられる。

- ① 循環取引による会社及び個人に対する重大な弊害について、役職員に認識させ、その意識改革を図る十分な取組みが行われていなかったこと。
- ② 過去の循環取引事案において、けん責等の比較的軽微な処分しか行われてこなかったこと及び処分結果が社内に十分周知されていなかったこと。
- ③ 上記の過去事案発覚時に、根本的な原因の追及が行われなかったこと。具体的には、該当部署の廃止や買い契約における事前決裁の徹底などの再発防止策は提示されたが、繊維営業部門特有のこういった取引を安易に実行ないし黙認するという風土上の問題があったことが認識されず、営業担当者個人又は担当部署固有の問題として処理されてきたこと。

(2) 環境的原因

本件の買戻し条件付取引等発生の環境的原因として、以下の点が挙げられる。

- ① 繊維業界における実需と連動しない取引の存在。すなわち、繊維業界では、必ずしも実需と連動しない取引を行うことがあり、クラブウの繊維営業部門の営業担当者によっては、あたかも、実需を伴わない又は実需を反映しない取引の延長であるかのように、安易に決算対策を目的とする買戻し条件付取引等に手を出してしまう者がいたと考えられる。

- ② 仕入担当者と販売担当者が重複していたこと。なお、買戻し条件付取引は、部署単位での関与がなければ、仕入担当者と販売担当者が同じでない限り成立しないと考えられる。
- ③ 商品の売り手とも買い手ともなれる（すなわち、買戻し条件付取引等が可能となる）商社との取引が多かったこと。これらの商社との間では通常取引が併存していたことから、不適切行為の発覚が妨げられたと考えられる。

一方、本調査で判明した買戻し条件付取引等を行った者の中には、予算達成や長期滞留在庫処分プレッシャーを動機として述べる者もいたが、クラブウにおいては、成果報酬制や予算達成度合いを直接反映するような人事査定制度は設けられておらず、クラブウの繊維営業部門において、過度の売上げ偏重の風潮があったとも認められなかった（むしろ、多くのヒアリング対象者が、予算達成へのプレッシャーが特段厳しいわけではなかった旨述べている。）。

（3）内部統制上の原因

本件の買戻し条件付取引等発生内部統制上の原因として、以下の点が挙げられる。

- ① 営業業務マニュアルの不完全性
 - i クラブウの営業業務マニュアルには、買戻し条件付取引等の禁止規定が存在しなかった。
 - ii クラブウにおいては、他社に一旦売った商品について、その後需要が発生した場合には、加工等なしに買い戻すという事後的な買戻し取引は認められている。そうした事後的な買戻し取引は本来異例な取引であるが、このような事後的な買戻し取引について、特別な社内承認手続等が存在しなかった。
- ② 営業業務マニュアルの不遵守
 - i 営業業務マニュアルにおいて、買い契約における事前決裁が規定されていたが、多くの課で形骸化し、適切に実施されていなかった。
 - ii 営業業務マニュアルにおいて、在庫管理の実務責任者による半年に一度の営業倉庫の实地棚卸が規定されていたが、これが適切に行わ

れていなかった。当委員会の在庫調査の結果、特に A 氏による買戻し条件付取引等の対象商品について、複数の商品の現物に、元々のクラブウの品番のみならず、買戻し後に受け入れた際に付された別の品番が二重で付されていたことが判明した。また、長期滞留在庫と思われる在庫については、汚損やカビ等も認められた。適切な実地棚卸が行われれば、これらの徴候により早期に買戻し条件付取引等が発見された可能性がある。

③ 上司による監督義務の不履行

事前決裁の不徹底や、事後決裁時の不自然な買い契約の看過等の問題が認められた。

④ 過去の循環取引発覚時における類似行為の確認不足

循環取引の確認は容易でないが、少なくとも課長やその上司である部長は、営業担当者の業務や在庫管理について具体的に把握しているはずであり、これらの者が問題意識をもって真摯に類似事案の調査にあたっていれば、今般判明した不適切行為をより早期に発見し、損害の拡大を防止できた可能性はある。

⑤ 過去の循環取引発覚時における不十分な取引先対応

今回、A 氏らによる買戻し条件付取引等の商流に入った S 社及び T 社は、過去の循環取引事案でも商流に入っていたが、当時、クラブウが、これらの取引先に対して、買戻し条件付取引等は重大なクラブウの社内ルール違反行為であり、かつ、金融商品取引法の理念にも反する行為であるため、仮にクラブウの役職員から買戻し条件付取引等の申し出があったとしても、これを受諾しないよう求め、また、クラブウの役職員宛に買戻し条件付取引等の申入れをしないことを求める意思表示を行った事実は認められない。

⑥ 人事の固定化

買戻し条件付取引等の場合、定期的な人事ローテーションがあれば、後任者のところで問題が発覚することとなり、これが抑止されるが、今回不適切行為が判明した従業員の多くは、異動がなかったり、異動をしても同一の商品を取り扱ったりすることによって、長期間同一の業務を担当していたことが認められる。

(4) まとめ

以上のとおり、当委員会が確認した買戻し条件付取引等は、繊維事業における企業風土及び従業員の意識の改革が長年行われないうちまとなつていゝ中で、循環取引の起こりやすい環境において発生したものと認められる。そして、繊維営業部門独自の内部統制システム遵守が徹底されず、また、組織上の管理者による十分な監督が行われなかつたことにより、これが長年発見されることがないまま繰り返され、会社の損害が増加したものと認められる。

第7 再発防止策の提言

当委員会が、本調査で確認された買戻し条件付取引その他企業の財務状態の表示を誤らせるような不適切行為の再発を防止するためにクラブウに対して提案する方策は以下のとおりである。

(1) 企業風土・社員の意識の改善

- ア トップマネジメントによる、社内外に対する買戻し条件付取引その他の不適切行為を絶対に禁止する旨の明確なメッセージの繰り返しの発出
- イ 本調査で確認された不適切行為の根本的原因を改めて究明し、買戻し条件付取引を含む不適切行為の問題点を再認識するための役員勉強会・研修の開催
- ウ 許容される行為と許容されない行為の区別を明確にするガイドライン（疑義のある場合の相談窓口の設置を含む）の作成並びにクラブウ及びクラブウグループ会社全社への周知・展開
- エ 不適切行為が会社に対して及ぼす重大な影響の解説及び過去の違反事例への具体的言及を含むクラブウ及びクラブウグループ会社社員（役員・管理職を含む）への定期的研修（理解度を検証するシステムを含む）
- オ 不適切行為に係る責任者（監督者を含む）の処分の厳格化（降格・降等をを含む）及び処分内容の社内公表

カ 内部通報窓口利用の活性化のための方策実施（リエンシー制度の検討を含む）

（２）環境の改善

ア クラボウ及びクラボウグループ会社において買戻し条件付取引等及びこれに類する取引が禁止されていることについての、取引先に対する実効的な方法（取引基本契約書への明記を含む）での宣明・周知

イ 取引先に対する、疑義があるクラボウ又はクラボウグループ会社の役職員の行為についての積極的通報の要請（クラボウの内部通報窓口を取引先関係者が利用できることの周知を含む）

（３）内部統制の強化

ア 繊維営業部門の営業業務マニュアルの改善

- ・買戻し条件付取引の禁止の明記
- ・クラボウ又はクラボウグループ会社が販売した商品をやむを得ず購入する場合の事前承認手続の採用
- ・長期滞留在庫販売時の監督者による内容確認手続の採用
- ・販売先未確定品の生産指図に係る承認手続の見直し

イ 繊維営業部門の営業業務マニュアルに従った管理の徹底

- ・買い契約における事前決裁の徹底のための方策の検討・実施
- ・外部倉庫在庫についての在庫管理の実務責任者による定期的実地棚卸（実効的な保管状況確認を含む）の徹底のための方策の検討・実施
- ・営業業務マニュアル遵守を徹底するための部門内研修の定期的実施

ウ 各部門・部署の管理責任者による管理の強化

- ・部下の不適切行為に係る日常的監視の確実化のための手続の検討・実施

エ 内部監査システムの充実

- ・個別の営業部・営業課から独立した者による管理状況の定期的内部監査（在庫実地棚卸を含む）
- ・各部門・部署における不正リスクに対応した手続（単価／利益率／在庫年齢レビュー等）の検討

- ・ 監査室による監査システムの強化（監査室としての不正リスクに対応した手続の検討を含む）及び繊維営業部門に対する内部統制強化支援

オ 人事ローテーションの見直し

（ビジネス上の観点から短期間でのローテーションが困難な場合は、同一業務を長期間担当する者について発生しうる不正リスクを洗い出し、当該担当者について問題の有無を検証するためのシステムの構築）

カ 不適切行為の防止・発見のための業務・会計システムの構築

- ・ 品番設定管理・単価管理の強化

以 上

不適切行為の影響額(注1)

<個別>

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
①A氏による不適切行為							
売上高	4.43	10.34	68.71	292.99	228.03	65.71	670.21
売上原価	5.53	10.34	▲5.74	204.85	161.46	68.68	445.12
販管費	▲0.92	▲0.44	-	4.15	▲61.80	▲9.20	▲68.21
税引前利益	▲0.18	0.45	74.45	83.99	128.36	6.24	293.30
棚卸資産	▲1.25	▲6.72	▲31.66	▲140.10	11.40	3.40	
その他資産負債(注2)	4.43	10.34	109.74	302.16	279.02	293.26	
②A氏以外による不適切行為							
売上高	105.22	101.25	97.98	88.12	-	-	392.56
売上原価	102.72	112.02	76.87	79.00	49.24	-	419.85
販管費	▲4.08	▲4.50	▲3.31	▲5.70	▲7.68	-	▲25.27
税引前利益	6.58	▲6.28	24.43	14.81	▲41.55	-	▲2.01
棚卸資産	0.07	▲25.79	▲27.74	▲44.09	-	-	
その他資産負債(注2)	8.52	28.10	54.48	85.64	-	-	
①～②合計							
売上高	109.645712	111.59	166.69	381.10	228.03	65.71	1,062.77
売上原価	108.26	122.36	71.13	283.84	210.70	68.68	864.96
販管費	▲5.00	▲4.94	▲3.31	▲1.54	▲69.48	▲9.20	▲93.48
税引前利益	6.39	▲5.83	98.88	98.80	86.81	6.24	291.29
棚卸資産	▲1.18	▲32.51	▲59.40	▲184.19	11.40	3.40	
その他資産負債(注2)	12.95	38.44	164.22	387.80	279.02	293.26	

<連結>

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
①A氏による不適切行為							
売上高	4.43	10.34	24.16	292.99	228.03	65.71	625.66
売上原価	5.53	10.34	▲52.92	217.30	161.46	68.68	410.39
販管費	▲0.92	▲0.44	-	▲2.47	▲61.80	▲9.20	▲74.84
税引前利益	▲0.18	0.45	77.09	78.15	128.36	6.24	290.11
棚卸資産	▲1.25	▲6.72	12.89	▲140.10	11.40	3.40	
その他資産負債(注2)	4.43	10.34	67.82	298.96	275.82	290.06	
②A氏以外による不適切行為							
売上高	105.22	101.25	97.98	88.12	-	-	392.56
売上原価	102.72	112.02	76.87	79.00	49.24	-	419.85
販管費	▲4.08	▲4.50	▲3.31	▲5.70	▲7.68	-	▲25.27
税引前利益	6.58	▲6.28	24.43	14.81	▲41.55	-	▲2.01
棚卸資産	0.07	▲25.79	▲27.74	▲44.09	-	-	
その他資産負債(注2)	8.52	28.10	54.48	85.64	-	-	
①～②合計							
売上高	109.65	111.59	122.14	381.10	228.03	65.71	1,018.22
売上原価	108.26	122.36	23.94	296.30	210.70	68.68	830.24
販管費	▲5.00	▲4.94	▲3.31	▲8.17	▲69.48	▲9.20	▲100.11
税引前利益	6.39	▲5.83	101.52	92.97	86.81	6.24	288.09
棚卸資産	▲1.18	▲32.51	▲14.85	▲184.19	11.40	3.40	
その他資産負債(注2)	12.95	38.44	122.30	384.61	275.82	290.06	

(注1) 表中の数値は、不適切行為による財務諸表への影響額であり、正の金額は過大計上額、負の金額は過小計上額を表している。

(注2) その他資産負債は、棚卸資産を除く資産への影響額から負債への影響額を差し引いた金額である。

(注3) 平成27年度第1四半期においてクラブウは当該影響額の一部を処理している。

(参考) 不適切行為の影響額 (棚卸資産評価損含む) (注1)

<個別>

(単位: 百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
①A氏による不適切行為							
売上高	4.43	10.34	68.71	292.99	228.03	65.71	670.21
売上原価	▲11.57	▲4.10	▲44.03	102.22	221.15	77.32	340.98
販管費	▲0.92	▲0.44	-	4.15	▲61.80	▲9.20	▲68.21
税引前利益	16.92	14.89	112.74	186.61	68.68	▲2.40	397.43
棚卸資産	17.79	26.77	40.12	34.31	126.12	109.48	
その他資産負債 (注2)	4.43	10.34	109.74	302.16	279.02	293.26	
②A氏以外による不適切行為							
売上高	105.22	101.25	97.98	88.12	-	-	392.56
売上原価	102.72	112.02	76.87	79.00	49.24	-	419.85
販管費	▲4.08	▲4.50	▲3.31	▲5.70	▲7.68	-	▲25.27
税引前利益	6.58	▲6.28	24.43	14.81	▲41.55	-	▲2.01
棚卸資産	0.07	▲25.79	▲27.74	▲44.09	-	-	
その他資産負債 (注2)	8.52	28.10	54.48	85.64	-	-	
①~②合計							
売上高	109.65	111.59	166.69	381.10	228.03	65.71	1,062.77
売上原価	91.16	107.92	32.84	181.22	270.38	77.32	760.83
販管費	▲5.00	▲4.94	▲3.31	▲1.54	▲69.48	▲9.20	▲93.48
税引前利益	23.49	8.61	137.17	201.43	27.12	▲2.40	395.42
棚卸資産	17.86	0.98	12.37	▲9.78	126.12	109.48	
その他資産負債 (注2)	12.95	38.44	164.22	387.80	279.02	293.26	

<連結>

(単位: 百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
①A氏による不適切行為							
売上高	4.43	10.34	24.16	292.99	228.03	65.71	625.66
売上原価	▲11.57	▲4.10	▲91.21	114.67	221.15	77.32	306.26
販管費	▲0.92	▲0.44	-	▲2.47	▲61.80	▲9.20	▲74.84
税引前利益	16.92	14.89	115.38	180.78	68.68	▲2.40	394.24
棚卸資産	17.79	26.77	84.67	34.31	126.12	109.48	
その他資産負債 (注2)	4.43	10.34	67.82	298.96	275.82	290.06	
②A氏以外による不適切行為							
売上高	105.22	101.25	97.98	88.12	-	-	392.56
売上原価	102.72	112.02	76.87	79.00	49.24	-	419.85
販管費	▲4.08	▲4.50	▲3.31	▲5.70	▲7.68	-	▲25.27
税引前利益	6.58	▲6.28	24.43	14.81	▲41.55	-	▲2.01
棚卸資産	0.07	▲25.79	▲27.74	▲44.09	-	-	
その他資産負債 (注2)	8.52	28.10	54.48	85.64	-	-	
①~②合計							
売上高	109.65	111.59	122.14	381.10	228.03	65.71	1,018.22
売上原価	91.16	107.92	▲14.35	193.67	270.38	77.32	726.10
販管費	▲5.00	▲4.94	▲3.31	▲8.17	▲69.48	▲9.20	▲100.11
税引前利益	23.49	8.61	139.81	195.60	27.12	▲2.40	392.23
棚卸資産	17.86	0.98	56.92	▲9.78	126.12	109.48	
その他資産負債 (注2)	12.95	38.44	122.30	384.61	275.82	290.06	

(注1) 表中の数值は、不適切行為による財務諸表への影響額であり、正の金額は過大計上額、負の金額は過小計上額を表している。

(注2) その他資産負債は、棚卸資産を除く資産への影響額から負債への影響額を差し引いた金額である。

(注3) 平成27年度第1四半期においてクラボウは当該影響額の一部を処理している。

A氏による不適切行為の影響額(注1)

<個別>

(単位:百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
--------	--------	--------	--------	--------	-----------------	----

①P社との不適切行為

i 2次製品の仕入単価の調整

売上高	-	-	-	-	-	-	
売上原価	-	-	-	-	▲32.06	8.13	▲23.93
販管費	-	-	-	-	-	-	-
税引前利益	-	-	-	-	32.06	▲8.13	23.93
棚卸資産	-	-	-	-	-	-	-
その他資産負債(注5)	-	-	-	-	32.06	23.93	-

(注6)

ii 実地棚卸の不備等に基づく在庫過大計上

売上高	-	-	-	-	-	-	
売上原価	-	-	-	-	▲17.85	▲6.86	▲24.72
販管費	-	-	-	-	-	-	-
税引前利益	-	-	-	-	17.85	6.86	24.72
棚卸資産	-	-	-	-	17.85	24.72	-
その他資産負債(注5)	-	-	-	-	-	-	-

(注6)

iii 費用の未計上

売上高	-	-	-	-	-	-	
売上原価	-	-	-	-	▲14.64	-	▲14.64
販管費	-	-	-	-	▲0.59	-	▲0.59
税引前利益	-	-	-	-	15.23	-	15.23
棚卸資産	-	-	-	-	-	-	-
その他資産負債(注5)	-	-	-	-	15.23	15.23	-

(注6)

i~iii合計

売上高	-	-	-	-	-	-	
売上原価	-	-	-	-	▲64.55	1.27	▲63.29
販管費	-	-	-	-	▲0.59	-	▲0.59
税引前利益	-	-	-	-	65.14	▲1.27	63.87
棚卸資産	-	-	-	-	17.85	24.72	-
その他資産負債(注5)	-	-	-	-	47.29	39.16	-

(注6)

②Q社との間の単価調整

売上高	-	-	44.55	-	-	-	44.55
売上原価	-	-	▲30.68	32.09	-	-	1.41
販管費	-	-	-	6.63	-	-	6.63
税引前利益	-	-	75.23	▲38.72	-	-	36.51
棚卸資産	-	-	-	33.31	33.31	33.31	-
その他資産負債(注5)	-	-	75.23	3.20	3.20	3.20	-

③買戻し条件付取引等

i 処分費等上乗せ処理を伴う取引

売上高	-	-	-	-	7.18	4.45	11.63
売上原価	-	-	-	-	-	-	-
販管費	-	-	-	-	-	▲0.99	▲0.99
税引前利益	-	-	-	-	7.18	5.44	12.62
棚卸資産	-	-	-	-	-	-	-
その他資産負債(注5)	-	-	-	-	7.18	12.62	-

(注6)

ii 買戻し条件付取引

売上高	4.43	10.34	24.16	292.99	220.85	61.26	614.03
売上原価	5.53	10.34	24.94	172.75	226.01	67.41	506.99
販管費(注2)	▲0.92	▲0.44	-	▲2.47	▲56.40	▲8.06	▲68.30
税引前利益(注3)	▲0.18	0.45	▲0.78	122.70	51.23	1.91	175.33
棚卸資産(注4)	▲1.25	▲6.72	▲31.66	▲173.41	▲44.57	▲59.59	-
その他資産負債(注5)	4.43	10.34	34.51	298.96	221.36	238.28	-

iii 見本戻処理を伴う買戻し条件付取引

売上高	-	-	-	-	-	-	
売上原価	-	-	-	-	-	-	
販管費	-	-	-	-	▲4.81	▲0.15	▲4.96
税引前利益	-	-	-	-	4.81	0.15	4.96
棚卸資産	-	-	-	-	4.81	4.96	-
その他資産負債(注5)	-	-	-	-	-	-	-

A氏による不適切行為の影響額 (注1)

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
i～iii合計							
売上高	4.43	10.34	24.16	292.99	228.03	65.71	625.66
売上原価	5.53	10.34	24.94	172.75	226.01	67.41	506.99
販管費	▲0.92	▲0.44	-	▲2.47	▲61.21	▲9.20	▲74.25
税引前利益	▲0.18	0.45	▲0.78	122.70	63.22	7.50	192.92
棚卸資産	▲1.25	▲6.72	▲31.66	▲173.41	▲39.76	▲54.63	
その他資産負債 (注5)	4.43	10.34	34.51	298.96	228.54	250.91	

(注6)

①～③合計

売上高	4.43	10.34	68.71	292.99	228.03	65.71	670.21
売上原価	5.53	10.34	▲5.74	204.85	161.46	68.68	445.12
販管費	▲0.92	▲0.44	-	4.15	▲61.80	▲9.20	▲68.21
税引前利益	▲0.18	0.45	74.45	83.99	128.36	6.24	293.30
棚卸資産	▲1.25	▲6.72	▲31.66	▲140.10	11.40	3.40	
その他資産負債 (注5)	4.43	10.34	109.74	302.16	279.02	293.26	

(注6)

<連結>

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
--	--------	--------	--------	--------	--------	-----------------	----

①Q社との間の単価調整

売上高	-	-	-	-	-	-	-
売上原価	-	-	▲77.86	44.55	-	-	▲33.31
販管費	-	-	-	-	-	-	-
税引前利益	-	-	77.86	▲44.55	-	-	33.31
棚卸資産	-	-	44.55	33.31	33.31	33.31	
その他資産負債 (注5)	-	-	33.31	-	-	-	

②Q社との間の単価調整以外の取引 (個別と同じ/合計)

売上高	4.43	10.34	24.16	292.99	228.03	65.71	625.66
売上原価	5.53	10.34	24.94	172.75	161.46	68.68	443.70
販管費	▲0.92	▲0.44	-	▲2.47	▲61.80	▲9.20	▲74.84
税引前利益	▲0.18	0.45	▲0.78	122.70	128.36	6.24	256.79
棚卸資産	▲1.25	▲6.72	▲31.66	▲173.41	▲21.91	▲29.91	
その他資産負債 (注5)	4.43	10.34	34.51	298.96	275.82	290.06	

(注6)

①～②合計

売上高	4.43	10.34	24.16	292.99	228.03	65.71	625.66
売上原価	5.53	10.34	▲52.92	217.30	161.46	68.68	410.39
販管費	▲0.92	▲0.44	-	▲2.47	▲61.80	▲9.20	▲74.84
税引前利益	▲0.18	0.45	77.09	78.15	128.36	6.24	290.11
棚卸資産	▲1.25	▲6.72	12.89	▲140.10	11.40	3.40	
その他資産負債 (注5)	4.43	10.34	67.82	298.96	275.82	290.06	

(注6)

- (注1) 表中の数値は、不適切行為による財務諸表への影響額であり、正の金額は過大計上額、負の金額は過小計上額を表している。
- (注2) 買戻し条件付取引に関して外部に流出した販売額と買戻し額の差額(以下、「外部流出額」)は、販管費に区分して集計した。
- (注3) 買戻し条件付取引にかかる税引前利益への影響額は、買戻し条件付取引による未実現の利益および外部流出額の合計額である。
- (注4) 買戻し条件付取引にかかる棚卸資産への影響額は、在庫の買戻し価額と当初取得原価の差(過大計上；未実現利益と外部流出額の合計)及び買戻しが実行されていない商品の当初取得原価(過少計上)の影響の純額である。
- (注5) その他資産負債は、棚卸資産を除く資産への影響額から負債への影響額を差し引いた金額である。なお、買戻し条件付取引にかかるその他資産負債は、買戻し条件付取引に関して買戻しが行われていない商品を、販売額で買戻すことになった場合の金額と一致する。
- (注6) 平成27年度第1四半期においてクラブウは当該影響額の一部を処理している。

A氏以外による不適切行為（買戻し条件付取引）の影響額（注1）

<個別・連結共通>

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
①B氏							
売上高	75.00	90.19	97.98	85.64	-	-	348.81
売上原価	70.78	97.36	78.81	76.40	48.75	-	372.09
販管費（注2）	▲3.22	▲4.05	▲2.71	▲5.62	▲7.68	-	▲23.28
税引前利益（注3）	7.44	▲3.13	21.88	14.87	▲41.07	-	-
棚卸資産（注4）	7.44	▲15.70	▲28.29	▲44.58	-	-	
その他資産負債（注5）	-	20.02	54.48	85.64	-	-	
②E氏							
売上高	-	-	-	-	-	-	-
売上原価	2.01	-	-	-	-	-	2.01
販管費（注2）	-	-	-	-	-	-	-
税引前利益（注3）	▲2.01	-	-	-	-	-	▲2.01
棚卸資産（注4）	-	-	-	-	-	-	
その他資産負債（注5）	-	-	-	-	-	-	
③H氏							
売上高	1.45	8.08	-	-	-	-	9.53
売上原価	1.58	10.80	▲2.11	-	-	-	10.26
販管費（注2）	▲0.13	-	▲0.60	-	-	-	▲0.73
税引前利益（注3）	-	▲2.71	2.71	-	-	-	-
棚卸資産（注4）	-	▲10.80	-	-	-	-	
その他資産負債（注5）	-	8.08	-	-	-	-	
④I氏							
売上高	25.01	-	-	-	-	-	25.01
売上原価	24.97	0.89	-	0.05	-	-	25.91
販管費（注2）	▲0.74	▲0.17	-	-	-	-	▲0.90
税引前利益（注3）	0.77	▲0.72	-	▲0.05	-	-	-
棚卸資産（注4）	▲3.99	0.05	0.05	-	-	-	
その他資産負債（注5）	4.76	-	-	-	-	-	
⑤J氏							
売上高	-	-	-	-	-	-	-
売上原価	-	-	-	-	-	-	-
販管費（注2）	-	-	-	-	-	-	-
税引前利益（注3）	-	-	-	-	-	-	-
棚卸資産（注4）	-	-	-	-	-	-	
その他資産負債（注5）	-	-	-	-	-	-	
⑥K氏							
売上高	3.76	2.98	-	2.47	-	-	9.21
売上原価	3.39	2.98	0.17	2.54	0.49	-	9.57
販管費（注2）	-	▲0.28	-	▲0.07	-	-	▲0.36
税引前利益（注3）	0.37	0.28	▲0.17	-	▲0.49	-	-
棚卸資産（注4）	▲3.39	0.66	0.49	0.49	-	-	
その他資産負債（注5）	3.76	-	-	-	-	-	

A氏以外による不適切行為（買戻し条件付取引）の影響額 ^(注1)

(単位：百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 第1四半期	累計
--------	--------	--------	--------	--------	-----------------	----

①～⑥合計

売上高	105.22	101.25	97.98	88.12	-	-	392.56
売上原価	102.72	112.02	76.87	79.00	49.24	-	419.85
販管費（注2）	▲4.08	▲4.50	▲3.31	▲5.70	▲7.68	-	▲25.27
税引前利益（注3）	6.58	▲6.28	24.43	14.81	▲41.55	-	▲2.01
棚卸資産（注4）	0.07	▲25.79	▲27.74	▲44.09	-	-	
その他資産負債（注5）	8.52	28.10	54.48	85.64	-	-	

- (注1) 表中の数値は、不適切行為による財務諸表への影響額であり、正の金額は過大計上額、負の金額は過小計上額を表している。
- (注2) 買戻し条件付取引に関して外部に流出した販売額と買戻し額の差額（以下、「外部流出額」）は、販管費に区分して集計した。
- (注3) 買戻し条件付取引にかかる税引前利益への影響額は、買戻し条件付取引による未実現の利益および外部流出額の合計額である。
- (注4) 買戻し条件付取引にかかる棚卸資産への影響額は、在庫の買戻し価額と当初取得原価の差（過大計上：未実現利益と外部流出額の合計）及び買戻しが行われていない商品の当初取得原価（過少計上）の影響の純額である。
- (注5) その他資産負債は、棚卸資産を除く資産への影響額から負債への影響額を差し引いた金額である。なお、買戻し条件付取引にかかるその他資産負債は、買戻し条件付取引に関して買戻しが行われていない商品を、販売額で買い戻すことになった場合の金額と一致する。
- (注6) ②E氏は平成21年度に行った買戻し条件付取引にかかる影響額の一部が平成22年度に計上されており、平成21年度の影響額と合計すると税引前利益に与える影響はない。
- (注7) ⑤J氏による買戻し条件付取引は平成21年度までに終了していることから平成22年度以降における影響額はない。